

タブレット端末の利活用検討及び
関川村次期防災行政無線システム
更新工事発注者支援業務委託仕様書

令和 7 年 7 月

関川村

タブレット端末の利活用検討及び関川村次期防災行政無線システム更新工事発注者支援業務委託仕様書

1. 調達案件の概要

(1) 調達件名

「タブレット端末の利活用検討及び関川村次期防災行政無線システム更新工事発注者支援業務委託」

(2) 調達の背景、目的

関川村（以下「村」という。）では、デジタル技術を活用して住民サービスの向上を図り、職員の業務をより付加価値の高いものに变化させていくことを目的として、DX推進計画を策定した。村では現在、DX推進計画を元に村のデジタル化を推進している状況である。

一方で、防災無線システムは令和7年度に更新時期を迎えるタイミングで、これまで各家庭に戸別受信機を配布していたが、これまでの戸別受信機に対する住民の声を受けて、タブレット端末に切り替えて運用する予定となっている。

村では、今年度導入する予定のタブレット端末について、防災無線システムの戸別受信機としての利用だけでなく、様々な機能やサービスを付加することにより、さらなる住民サービスの向上、職員の業務をより付加価値の高いものに变化させていこうと考えている。

タブレット端末利活用検討および導入支援業務（以下「本業務」という）は、来年度以降のタブレット端末の利活用施策案の検討と実行計画の策定と、タブレット端末の確実な導入という観点から、本年度実施する「防災無線システムの導入業務」において、確実に進捗させ、遅延なく完了させるということを目的とするものである。

(3) 担当連絡先

本調達仕様書に関する問い合わせ先は以下のとおり。

〒959-3292

新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地

TEL 0254-64-1476

関川村 総務課

2. 業務内容

上記目的の達成のために必要と考えられるタブレット端末の利活用検討および工程管理が担うべき業務を村に代わって遂行及び改善する活動を委託する。具体的には以下の業務を対象とする。

(1) タブレット端末の利活用検討

(ア) タブレットの利活用案について、村の現状等を踏まえた調査を実施する。

(イ) 調査結果より実施すべき施策を抽出した上で、コスト等を勘案し優先順位付けを行った上で、実施計画を策定する。

(ウ) 調査結果、実施計画等を取り纏めて最終報告書を作成し、村に報告をおこなう

(2) 情報システムのライフサイクルに係る業務のうち以下の業務

(ア) 工程管理業務

- ① プロジェクト管理の実施
- ② ステークホルダ管理
- ③ コミュニケーション管理
- ④ 工程管理
- ⑤ リスク管理
- ⑥ 課題管理
- ⑦ 変更管理
- ⑧ 品質管理
- ⑨ 設計・開発（導入）実施計画書、実施要領等の確認及び是正
- ⑩ 要件定義内容に関する事業者との調整及び要件確認書の確認及び是正
- ⑪ 受入テストの実施支援
- ⑫ 成果物の検収（納品検査・納品管理）
- ⑬ 設備、端末のリリース時等の立会い

(イ) 計画策定支援業務

① 全体計画策定支援

本業務における全体計画の作成を支援する。

② 移行計画策定支援

村職員、および別途調達を予定している関川村次期防災無線システム更新工事」業者（以下、「導入事業者」という）と調整の上、移行計画書策定の支援をする。

(ウ) 村民説明会の開催支援

タブレット端末導入に伴う村民説明会を実施するため、村職員および導入事業者と協力し、村民説明会の開催を支援する。

(エ) その他

本業務の遂行に係る独自提案、村に有益と思われる取り組みまたは改善事項等については、適宜村に提案すること。

(3) 会議体

- ・ 受注者は、工程管理支援を実施中でのプロジェクトの現状や課題について、月次で村との定例会を開催し報告を行うこと。ただし、緊急度の高い問題がある場合には、定例会の開催日を待たず、村にエスカレーションすること。
- ・ 導入業者との定期的な会議についても村と合意のうえ計画に基づき実施する事。
- ・ リモート形式での開催も可能であるが、対面形式の会議を求められた場合は村に訪問のうえ対応する。

3. 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4. 業務実施体制

- (1) 本業務を請け負う業者（以下「請負業者」という。）は、必要な業務実施体制を整備し、業務を確実にを行うよう、監督及びバックアップ等を行うものとする。
- (2) 受注者内の業務実施体制については、受注者決定後に、協議のうえ、決定する。
- (3) 契約締結後、速やかに以下を含む業務実施計画書を提出し、監督職員による承認を得るものとする。

(ア) 業務実施体制図：業務実施体制の役割、業務実施体制に対する請負業者のバックアップ体制を明記したもの

(イ) 要員一覧表：業務実施体制の職名、氏名、年齢、実務経歴と年数、保有資格等を記述したもの

(ウ) 作業スケジュール：作業内容ごとのスケジュール及び想定される作業工数を記載したもの

(4) 要員に求める要件

(ア) 業務実施責任者

業務実施責任者は、本業務を遂行するうえでの統括的な責任者であり、支援業務全体に関する管理を行うとともに、村および導入事業者との連絡調整等の総括的な役割を担う者とする。業務実施責任者に求める要件は以下のとおり。

- ・ 過去において公的機関において、本業務と同等の業務に管理者または主担

当として従事した経験を有すること。

(イ) 担当者

業務実施責任者の指揮の下で、「2. 業務内容」にて定義する各業務を行う。担当者は、本案件と類似する業務経験を有する者を配置すること。

5. 応募資格要件等

請負業者等に求める要件は、以下のとおりとする。

(1) 請負業者に求める資格

- ① 応札者は、品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ・ 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を、業務を遂行する組織が有していること。
 - ・ 上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること。（管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、品質管理手順規定等を提示すること。）
- ② 応札者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ・ 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有していること。
- ③ 応札者は、村と同等人口規模(約 5,000 人)の自治体に対するコンサルティング業務等の支援実績を有すること。
- ④ 現状の村の課題、問題を十分に把握し、円滑に業務推進を遂行できる知見、体制を有することを証明できること。

(2) 受注実績

以下の受注実績を有していること。

- ① システム導入・開発の工程管理にかかるコンサルティングを 5 件以上の実績を有していること。
- ② 官公庁、独立行政法人等を発注者とした類似業務の実績を有していること。（委託、代理委任又は下請されたものを含む。）

6. 成果物の納入

(1) 成果物

- (ア) 「2. 業務内容」で実施した支援等の業務並びにその効果を記載した月次報告書及び年次報告書。
- (イ) 別紙2「成果物一覧」に示すタスクごとの成果物。
- (ウ) その他支援等に関して別途村が指示する資料。

(2) 納入方法

- (ア) 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。
- (イ) 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和27年4月4日内閣閣令第16号内閣官房長官依命通知）」に準拠すること。
- (ウ) 情報処理に関する用語の表記については、原則、日本産業規格（JIS）の規定に準拠すること。
- (エ) 成果物は原則電磁的記録媒体（CD-R等）により作成し、村から特別に示す場合を除き、電磁的記録媒体は1部を納品すること。
- (オ) 村が紙媒体での納品を求める場合は、納品方法等について協議に応じること。
- (カ) 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Word2019、同 Excel2019、同 PowerPoint2019で読み込み可能な形式、又はPDF形式で作成し、納品すること。ただし、村が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。なお、受注者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。
- (キ) 納品後、村において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- (ク) 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、村の承認を得ること。
- (ケ) 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- (コ) 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

(3) 納入期限

- (ア) 本業務の成果物の納入期限は、月次報告書は翌月5営業日までに、年次報告書は契約年度最終営業日までに報告するものとする。

(イ)別紙2「成果物一覧」については、納入方法、納入部数、納入期限について村と協議上、納入すること。

7. 検査

- (1) 本仕様書「9. 成果物の納入」に則って、成果物を提出し、村の検査を受けること。
その際、村の指示により、別途品質保証が確認できる資料を作成し、成果物と併せて提出すること。
- (2) 検査の結果、成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、請負業者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、村が指定した日時までに修正が反映された全ての成果物を納入すること。
- (3) 納品物の検査に先立ち、村と協議の上、検査事項及び日程等に関する調整を実施すること。

8. 契約不適合責任

- (1) 請負業者は、本仕様書「10. 検査」に規定する納品検査に合格した成果物を納品した後、1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）村が契約不適合を知り、その旨を請負業者に通知した場合は、村は次の①、②のいずれかを選択して請求することができ、請負業者はこれに応じなければならない。なお、村は、請負業者に対して②を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて本項の履行を催告することを要しないものとする。
 - ① 村の選択に従い、村の指定した期限内に、請負業者の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。
 - ② 直ちに代金の減額を行うこと。
- (2) 村は、(1)の通知をした場合は、(1)の①、②に加え、請負業者に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- (3) 請負業者が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、(1)の通知期間を経過した後においてもなお村は(1)及び(2)を適用するものとする。

9. 契約解除

- (1) 村は、請負業者が次のいずれかに該当する場合又は村の業務上必要があると認めた場合には、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - ① 請負業者が正当な事由によらないで、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は納入期限若しくは納入期限経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
 - ② 請負業者が正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。

- ③ 公正な競争の執行の障害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための連合があったと認められるとき。
 - ④ ①から③までに掲げる場合のほか、請負業者が契約上の義務に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) (1)に基づき村が本契約を解除した場合において、請負業者による既済部分又は既納部分があるときは、村はこれを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができるものとする。この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を請負業者に支払うものとする。
- (3) (1)の①、③又は④に基づき、村が本契約を解除したときは、請負業者は契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として村の指定する期間内に支払わなければならない。

10. 入札制限

- (1) 本件業務の請負について、透明性・公平性を図るため、本件業務の業務期間において、村の情報システムの設計・開発、運用、保守業務を行う事業者は、本件業務の入札はできないものとする。
- (2) 情報システムに係る調達透明性・公平性を確保するため、本業務の受注者及び当該受注者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号) 第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者は、本件業務の業務期間に限り、村における情報システムに係る調達案件の全てに入札できないものとし、また、本件業務の業務期間後 2 年間に限り、村における情報システムに係る調達案件のうち本件業務において調達計画書及び調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務を行った調達案件に入札できないものとする。

11. 再委託に関する事項

- (1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件 受注者は、受注業務の全部又は受注業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者(受注者の子会社(会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。)を含む。)に再委託することはできない。また、本事業の契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則 2 分の 1 未満とすること。受注者は、知的財産権、情報セキュリティ(機密保持及び遵守事項)、ガバナンス等に関して本調達仕様書が定める受注者の債務を、再委託先事業者も負うよう必要な処置を実施すること。再委託先事業者の対応について最終的な責任を受注者が負うこと。また、受注者が再委託する事業者は、前述の「13. 入札制限」に挙げる事業者及びこの関連

会社でないこと。

- (2) 承認手続 受注業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称、住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」を提出し、承認を受けること。また、再委託の相手方を含めた履行体制図、管理体制等を記載した本調達仕様書「7. 情報セキュリティ管理」に基づく情報セキュリティ管理計画書を村に提出し、承認を受けること。当初申請内容に変更が生じた場合は「再委託に係る変更承認申請書」を提出すること。再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合は、当該第三者の商号又は名称、住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」を提出すること。
- (3) 再委託先の契約違反等 委託先において、本調達仕様書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、村は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

12. その他特記事項

- (1) 本業務を遂行する上で、村役職員又はシステム開発・保守業者等へのヒアリング等が必要な場合は、効率よく実施すること。
- (2) 請負業者は、村に出入りする場合は、村が定める諸規程の手続に従うこと。
- (3) 資料等の提供、返還及び管理
 - (ア) 請負業者から村に対して本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、村は、協議の上、提供を行う。
 - (イ) 請負業者は、村から提供された本業務に関する資料等を、善良な管理者の注意をもって管理保管し、かつ、本業務遂行以外の用途に使用してはならない。
 - (ウ) 村は、請負業者が本業務を遂行するのに必要な作業場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等環境を含む。）を、協議の上、請負業者に提供するものとする。
 - (エ) 村から提供を受けた資料等が本業務遂行上不要となったときは、請負業者は、遅滞なく、これらを村に返還するか又は村の指示に従い廃棄を行うものとする。
- (4) 業務遂行上知り得た情報に関する秘密保持等
 - (ア) 請負業者は、本業務遂行上知り得た情報（書面等をもって村が提供した情報及び村の施設内で本業務を行う際に見聞し又は認識した情報の一切をいう。以下同じ。）の機密性を保持し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に提供、漏洩してはならない。
 - (イ) 請負業者は、本業務遂行上知り得た情報について、適切な管理のため必要な措置を講ずるものとする。
 - (ウ) 請負業者は、本業務遂行上知り得た情報について、本業務の目的のため知る必要のある従事者（請負業者における従事者をいう。以下同じ。）に限り開示できるものとし、本業務に基づき請負業者が負担する秘密保持義務と同等の義務を、情報の開示を受けた当該従事者に退職後も含め課すものとする。
 - (エ) 本業務遂行上知り得た情報に関する秘密保持に係る①から③までの規定は、本契約終了後も継続して適用するものとする。
- (5) 知的財産権の帰属
 - (ア) 本業務に関して作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、請負業者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ権利譲渡不可能と示されたものを除き、村が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて全て村に帰属するものとする。また、村は、納入された当該プログラムの複製物を、著作権法第47条の3の

規定に基づき、複製・翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。

- (イ) 本業務に関して発生した権利については、請負業者は、著作権人格権を行使しないものとする。また、第三者をして行使させないものとする。
- (ウ) 本業務に関して発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、請負業者は、原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- (エ) 本業務に関して作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、請負業者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。この場合、請負業者は、事前に当該既存著作物の内容について村の承認を得ることとし、村は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- (オ) 本業務に関して第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら村の責めに帰す場合を除き、請負業者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、村は、かかる紛争の事実を知った時は、請負業者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負業者に委ねる等の協力措置を講ずる。
- (カ) 請負業者は、使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

別紙 2 成果物一覧

成果物名	備考
業務実施計画書	
議事録	
各種会議資料	
タブレット利活用検討結果報告書	
月次進捗報告書	
各種管理一覧	